

平川市GIS構築業務

プロポーザル実施要領

令和8年7月

平川市 財政部 財政課

1 目的

本要領は、「平川市GIS構築業務（以下「本業務」という。）」について、目的や構築方針を十分に理解したうえで最適な提案を行うことができる候補事業者を募集し、高い技術力や豊富な経験を有する事業者を契約の相手方として特定するために行う公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

（1）事業の名称

平川市GIS構築業務

（2）事業の内容

本要領及び別添「平川市GIS構築業務仕様書」に記載のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（4）提案上限額

構築に要する経費：33,913,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 「構築に要する経費」を明示すること。（「提案上限額」に含む）

イ この上限額を超えてはならないものとする。この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

ウ 令和9年度以降においても継続運用を予定しているため、「単年当たりの年間運用に要する経費」を明示すること。（「提案上限額」に含まない）

また、年間運用に要する経費はサービス内容に変更が生じない限り、経費変更は認めない。

本事業の実施に関して、契約候補者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と契約候補者で協議の上、決定する。また、本事業契約後の実際の事業内容や進め方については、随時、発注者と契約者とで協議し決定するものとする。

3 業務担当部署及び問い合わせ先

担当部署 平川市 財政部 財政課 システム管理係

住 所 〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山25番地6

電話番号 0172-44-1111（内線 1542）

0172-55-5734（直通）

F A X 0172-44-8619

E m a i l system@city.hirakawa.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 単独企業による参加であること。
- (2) 参加申込書締切日において、令和8年度平川市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されていること。
- (3) 公示日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 公告日以降に、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 公告日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。
- (6) 公示日から契約締結までの間に、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 本業務は、内閣府「地域未来交付金」の活用を想定しているため、デジタル庁サービスカタログ（地理情報システム（GIS）の活用）に掲載されているサービスであること。

5 実施スケジュール

項目	期日	備考
公告	令和8年 7月15日（水）	ホームページ掲載
質問書の受付	令和8年 7月15日（水）から 令和8年 7月24日（金）まで	午後5時必着
質問事項の回答	令和8年 7月29日（水）	ホームページ掲載
参加申込書の提出	令和8年 7月15日（水）から 令和8年 8月 3日（月）まで	午後5時必着
一次審査（参加申込書類）	令和8年 8月 4日（火）から 令和8年 8月 7日（金）まで	
一次審査結果通知	令和8年 8月10日（月）	
企画提案書等の提出	令和8年 8月12日（水）から 令和8年 8月21日（金）まで	午後5時必着
二次審査（企画提案審査）	令和8年 8月28日（金）	

二次審査（デモンストレーション審査）	令和8年 8月31日（月）～ 9月 2日（水）の期間 で本市が指定する日 ※日程等の詳細については対象者へ別途通知する。
審査結果通知	令和8年 9月上旬
特定、契約協議・締結	令和8年 9月中旬

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

6 申し込み手続き

- (1) 受付期間 令和8年7月15日（水）から令和8年8月3日（月）まで
（受付時間：土曜・日曜・祝日を除く、午前8時15分から午後5時まで）

(2) 参加申込書類

次の様式による印刷物をア～キの順にホチキス止めの上1部を提出すること。

- | | |
|----------------------|-------|
| ア 参加申込書 | (様式1) |
| イ 会社概要 | (様式2) |
| ウ 同種業務実績調書 | (様式3) |
| エ 業務実施体制 | (様式4) |
| オ 配置予定管理技術者・照査技術者経歴書 | (様式5) |
| カ 配置予定担当技術者経歴書 | (様式6) |
| キ システム機能要件確認表 | (様式7) |

(3) 提出先

3の「業務担当部署及び問い合わせ先」

(4) 提出方法 持参又は簡易書留郵便で郵送すること。

参加資格確認結果通知 令和8年8月10日（月）に通知する

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式8）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月24日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出先 3の「業務担当部署及び問い合わせ先」
- (3) 提出方法 電子メールに限る。なお、電子メール送信の際は件名へ
「平川市GIS構築業務 質問書（業者名）」と記載することとし、メール送信後は電話
にてメール受信確認をすること。
- (4) 回答方法 令和8年7月29日（水）に市ホームページで公表する。
- (5) なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加または修正とみなす。

8 プロポーザルに関する事項

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書を提出することとする。

(1) 提出期限 令和8年8月21日(金)午後5時(必着)

(受付時間:土曜・日曜・祝日を除く、午前8時15分から午後5時まで)

(2) 企画提案書類

印刷物11部並びに電子データを保存したCD-R又はDVD-R1枚を提出すること。

ア 企画提案書 【A4版30ページ以内、両面印刷】

- ① 様式は自由、表紙・目次はページ数に含まない。提案書にはページ番号を付けること。
- ② 本文の文字フォントサイズは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
- ③ 提案書の項目については、以下(1)～(10)を必ず含むこと。(1)～(10)の項目以外の提案がある場合は(11)とすること。

(1) 業務実施方針

(2) 業務実施体制

(3) 業務実施工程

(4) システム構築内容

ア システム全体

イ 公開型GIS

ウ 統合型GIS

エ 現地調査GIS

(5) データ整備・搭載方針

(6) 情報セキュリティ方針

(7) システム操作研修

(8) システム保守

(9) 運用支援

(10) その他提案事項

イ 見積書【様式自由、枚数自由】

- ① 「構築に要する経費」を明示すること。 (「2(4)提案上限額」に含む)
- ② 「令和9年度以降の年間運用に要する経費」を明示すること。 (「2(4)提案上限額」に含まない)
- ③ それぞれの経費について詳細内訳を添付すること。

(3) 提出先 3の「業務担当部署及び問い合わせ先」

(4) 提出方法 持参又は簡易書留郵便で郵送すること。

9 選考方法

(1) 庁内関係者で構成する委員会において審査する。

- (2) 提出された参加申込書類、企画提案書類、デモンストレーション内容から、「10 選考基準」により評価を行い、最優秀提案者を選考する。
- (3) 4件を超える企画提案があったときは、参加申込書類による一次審査を実施し、評価点の高い上位4者を二次審査対象とする。
- なお、企画提案者が4者以下の場合、一次審査は実施せず参加資格を有する全ての企画提案者を二次審査対象とする。
- (4) 二次審査は、企画提案書類及びデモンストレーションの評価により行う。
- (5) 一次審査と二次審査の評価点の合計の高い順に最優秀提案者及び次点者を決定する。評価点の合計が同点となった場合は、二次審査の評価点が高い者を上位とする。

10 選考基準

選考の基準は、提案事業の実現性及び妥当性等について、企画提案書の内容評価と参加者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。

評価項目		判断評価基準	評価区分	配点
1. 参加申込書類	指定様式	指定様式の記載内容による評価を行う。 資格・実績、技術者の能力等を評価する。 実装している機能の評価する。 (1)企業としての資格及び実績 (2)配置する技術者の経験及び能力 (3)システム要求機能	一次審査 実績・機能	50
2. 企画提案書類	企画提案書	企画提案書の記載内容による評価を行う。 業務内容を十分把握したうえで有効な提案を実施しているか等について評価する。 (1)業務実施方針 (2)業務実施体制 (3)業務実施工程 (4)システム構築内容 (5)データ整備・搭載方針 (6)情報セキュリティ方針 (7)システム操作研修 (8)システム保守 (9)運用支援 (10)その他提案事項	二次審査 提案書	50
	見積書	業務コストの妥当性を評価する。 導入経費及び5年間の運用経費を評価する。		100

3. システムデモンストレーション	デモ内容	デモンストレーションの内容等を評価する。	二次審査 デモ	100
-------------------	------	----------------------	------------	-----

1 1 デモンストレーションの実施

企画提案者は、次のとおりデモンストレーションを実施する。

(1) 日時及び場所

ア 日 時 令和8年8月31日（月）～ 9月2日（水）予定

イ 場 所 平川市役所本庁舎

ウ 時 間 1事業者あたり1時間30分程度

※詳細な日時、場所及び時間は、一次審査結果通知後、各社に別途通知する。

※デモンストレーション時には、提案書記載の内容以外の追加提案、追加資料は受理しない。

(2) 実施内容

本市が準備するパソコン（LGWAN接続端末）を使用したシステムの試用を実施し、システムの性能について評価する。

システムの説明及びデモを受け、委員会からの質疑を行う。なお、質疑に対して回答した内容は企画提案に含むものとする。

※必要に応じて、業務担当部署と日程調整の上、デモンストレーションの実施日より前に、当日使用するパソコンへシステムを利用できる環境を構築し、動作検証するものとする。

1 2 契約

委員会による審査結果に基づき、仕様書及び契約候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、予算額の範囲内において契約を締結する。

また、特別な理由により契約候補者と契約を締結することができない場合は、審査結果の順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者と契約の手続を行う。

1 3 プロポーザルに係る留意事項

(1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

(2) 企画提案参加者は、同一事業内容で複数の提案書の提出はできない。

(3) 辞退する場合、参加辞退届（様式9）を持参又は郵送で提出すること。

(4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

(5) 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合

イ 本要領に適合しないと認められる場合

ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

エ 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに

- 対する援助を直接又は間接に求めた場合
 - オ 参考見積額が提案上限額を超えている場合
 - カ その他定める手続、方法等を遵守しない場合
- (6) 提出物は返却しない。
 - (7) 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
 - (8) 提出された企画提案書等は、事業者選定の目的以外で使用しない。
 - (9) 本市から提供する資料以外は、参加者が独自で入手すること。
 - (10) 収集した個人情報、本企画提案に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。
 - (11) 本件に係る情報公開請求があった場合には、平川市情報公開条例（平成18年条例第13号）に基づき、提出書類を公開することがある。
 - (12) 本プロポーザルに要した経費は、全て参加者の負担とする。

以上